

## 介護サービス情報の公表の仕組み (広島県)

### 介護保険の事業者及び施設

#### 《介護サービス情報》

介護サービスの内容及び運営状況に関する情報であって、要介護者等が適正かつ円滑に介護サービスを利用することができる機会を確保するために公表されることが必要なものとして厚生労働省令で定める。

#### 《基本情報》

- 基本的な事実情報

〔 報告必須 〕

例えば、

- ・ 名称／所在地
- ・ サービス従業者の数
- ・ 利用料 等

#### 《運営情報》

- 運営等に関する情報

〔 報告必須 〕

例えば、

- ・ サービス提供の仕組み
- ・ 従業者の教育・研修状況
- ・ サービス内容 等

#### 《任意報告情報》

- 知事が定める介護サービスの質及び介護サービスに従事する従業者に関する情報

〔 報告任意 〕

例えば、

- ・ 要介護の改善状況
- ・ 第三者評価の結果
- ・ 従業員の離職率 等

#### 【調査対象外事業者】

公表サーバーに入力  
(年に1回程度)

そのまま公表  
(年に1回程度)

#### 【調査対象事業者】

公表サーバーに入力  
調査票の作成

調査票提出

そのまま公表  
(年に1回程度)

調査後、入力内容に不備等があれば修正  
(年に1回程度)

#### 指定調査機関

(県が指定)

- 中立性・公平性の確保
- 調査の均質性の確保

### 指定情報公表センター

(県が指定)

《国が設置する公表サーバーにより公表》

### 利用者

介護サービス情報に基づく比較検討を通じて、介護保険事業者を選択